

第2章 免許

(免許)

A 第3条 宅地建物取引業を営もうとする者は、2以上の都道府県の区域内に事務所（本店、支店その他の政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置してその事業を営もうとする場合にあつては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。

施行令

第1条の2 法第3条第1項の事務所は、次に掲げるものとする。

- 一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行なうことができる施設を有する場所で、宅地建物取引業に係る契約を締結する権限を有する使用人を置くもの

A 2 前項の免許の有効期間は、5年とする。

A 3 前項の有効期間の満了後引き続き宅地建物取引業を営もうとする者は、免許の更新を受けなければならない。

施行規則

第3条 法第3条第3項の規定により同項の免許の更新を受けようとする者は、免許の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に免許申請書を提出しなければならない。

A 4 前項の免許の更新の申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請について処分がなされないときは、従前の免許は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

A 5 前項の場合において、免許の更新がなされたときは、その免許の有効期間は、従前の免許の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

C 6 第1項の免許のうち国土交通大臣の免許を受けようとする者は、登録免許税法（昭和42年法律第35号）の定めるところにより登録免許税を、第3項の規定により国土交通大臣の免許の更新を受けようとする者は、政令の定めるところにより手数料を、それぞれ納めなければならない。

登録免許税法

別表第1 147（1）宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）

第3条第1項（免許）の国土交通大臣がする宅地建物取引業の

免許（更新の免許を除く。）

免許件数1件につき9万円

施行令

第2条第1項 法第3条第6項に規定する免許手数料の額は、3万3000円とする。

（免許の条件）

B 第3条の2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前条第1項の免許（同条第3項の免許の更新を含む。第25条第6項を除き、以下同じ。）に条件を付し、及びこれを変更することができる。

B 2 前項の条件は、宅地建物取引業の適正な運営並びに宅地及び建物の取引の公正を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該免許を受ける者に不当な義務を課すこととならないものでなければならない。

（免許の申請）

B 第4条 第3条第1項の免許を受けようとする者は、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては国土交通大臣に、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した免許申請書を提出しなければならない。

施行規則

第1条 宅地建物取引業法（以下「法」という。）第4条第1項に規定する免許申請書の様式は、別記様式第一号によるものとする。

▶ 様式第一号：96ページ

- 一 商号又は名称
- 二 法人である場合においては、その役員の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

A

施行令

第2条の2（前略）政令で定める使用人は、宅地建物取引業者の使用人で、宅地建物取引業に関し第1条の2に規定する事務所の代表者であるものとする。

- 三 個人である場合においては、その者の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名